



目次

| | |
|--|--------------|
| 規 則 | ページ |
| ◎高知県農業委員会交付金の交付の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 1 |
| 告 示 | |
| ○告示(農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積の定め及び告示の廃止)の一部改正 | (農業農村支援課) 1 |
| ○基本測量の実施の通知 | (用地対策課) 1 |
| ◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 | (防災砂防課) 1 |
| ○道路の区域変更(5件) | (道 路 課) 1 |
| ○道路の供用開始(4件) | (") 2 |
| 公 告 | |
| ○土地改良区の役員の就任 | (農業基盤課) 3 |
| ○開発行為に関する工事の完了(2件) | (都市計画課) 3 |
| ○港湾法による所有者不明の工作物等の措置 | (港 湾 課) 3 |
| 高知県収用委員会公告 | |
| ○公示による通知 | 3 |
| 入札公告 | |
| ○一般競争入札(高知県が所有する自動車の任意保険加入契約)の公告 | (総務事務センター) 4 |

規 則

高知県農業委員会交付金の交付の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年12月14日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第135号

高知県農業委員会交付金の交付の基準に関する規則の一部を改正する規則

高知県農業委員会交付金の交付の基準に関する規則(昭和61年高知県規則第1号)の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「に均等」を「の農業委員会の数に応じて各市町村」に改める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行し、改正後の高知県農業委員会交付金の交付の基準に関する規則の規定は、平成19年度以降の農業委員会交付金の交付について適用する。

告 示

高知県告示第786号

平成18年10月高知県告示第677号(農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積の定め及び告示の廃止)の一部を次のように改正し、平成20年1月1日から施行する。

平成19年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 40アールとする市町村の区域中「春野町」を削り、2 30アールとする市町村の区域中「大豊町」を「大豊町 土佐町」に改める。

高知県告示第787号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成19年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量(電子基準点測量)
- 2 作業期間
平成19年12月10日から平成20年3月31日まで
- 3 作業地域
安芸市

高知県告示第788号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

須崎市山手町
(1) 標柱を設置した土地の地番

| 標柱番号 | 所在地 | 地番 |
|------|-------------|----------|
| 1 | 須崎市多ノ郷字桜ヶサコ | 甲5454-12 |
| 2 | ” ” ” | 甲5454-1 |

| | | |
|---|-------|-------|
| 3 | ” ” ” | ” |
| 4 | ” ” ” | ” |
| 5 | ” ” ” | ” |
| 6 | ” 山手町 | 297-1 |

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線及び標柱6と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第789号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年12月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 南国伊野
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-------------------|---------------|
| 南国市穴崎字今DOI 368番2から 南国市穴崎字今DOI 240番1まで | 前 | 6.5 ? 8.0 | 35 |
| | 後 | 7.0 ? 9.5 | 35 |
| 南国市穴崎字牛月 115番1 | 前 | 8.0 ? 8.5 | 40 |
| | 後 | 10.0 ? 11.0 | 40 |

高知県告示第790号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年12月14日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 高岡郡津野町貝ノ川 床鍋字権現ノ下710 番1から 高岡郡津野町貝ノ川 床鍋字権現ノ下1442 番まで | 前 | 4.7 } 9.4 | 57 |
| | 後 | 9.4 } 35.3 | |

高知県告示第791号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成19年12月14日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 高岡郡四万十町檜生 原字大屋敷242番1 から 高岡郡四万十町檜生 原字大屋敷221番2 まで | 前 | 3.0 } 5.0 | 227 |
| | 後 | 6.0 } 15.0 | |

| | | | |
|---|---|---------------|-------|
| 高岡郡四万十町檜生 原字シラヲ200番3 から 高岡郡四万十町檜生 原字シラヲ199番2 まで | 前 | 3.2 } 6.4 | 180 |
| | 後 | 8.6 } 13.5 | |
| 高岡郡四万十町檜生 原字西屋敷180番ロ から 高岡郡四万十町檜生 原字ムロヤンキ653 番地先まで | 前 | 2.4 } 7.8 | 1,200 |
| | 後 | 4.0 } 18.5 | |

高知県告示第792号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成19年12月14日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 四万十市古尾字ナロ ノヒラ1468番1から 四万十市古尾字ナロ ノヒラ1469番1まで | 前 | 2.8 } 7.2 | 209 |
| | 後 | 2.8 } 17.1 | |

高知県告示第793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成19年12月14日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---|--------|-----------------|---------------|
| 四万十市古尾字岩神 1497番3 | 前 | 3.0 } 5.0 | 63 |
| 四万十市古尾字岩神 1497番3から 四万十市古尾字岩神 1497番14まで | 後 | 4.0 } 17.0 | |

高知県告示第794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成19年12月14日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

| 供 用 開 始 区 間 | 延 長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|--|---------------|-----------------|
| 南国市穴崎字今ドイ368番 2から 南国市穴崎字今ドイ240番 1まで | 35 | 平成19年12月14 日 |
| 南国市穴崎字牛月115番1 | | 平成19年12月14 日 |

高知県告示第795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成19年12月14日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

| 供用開始区間 | 延長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|--|--------------|-------------|
| 高岡郡津野町貝ノ川床鍋字 権現ノ下710番1から 高岡郡津野町貝ノ川床鍋字 権現ノ下1442番まで | 57 | 平成19年12月14日 |

高知県告示第796号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年12月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

| 供用開始区間 | 延長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|--|--------------|-------------|
| 四万十市古尾字ナロノヒラ 1468番1から 四万十市古尾字ナロノヒラ 1469番1まで | 209 | 平成19年12月14日 |

高知県告示第797号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年12月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

| 供用開始区間 | 延長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|--------|--------------|---------|
| | | |

| 供用開始区間 | (メートル) | 供用開始年月日 |
|---|--------|-------------|
| 四万十市古尾字岩神1497番 3から 四万十市古尾字岩神1497番 14まで | 63 | 平成19年12月14日 |

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、須崎市堀ヶ谷土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。

平成19年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所
 理事 北川 弘海 須崎市浦ノ内西分2636-1

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号 | 開発区域に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|--------------------------|---------------------|------------------------------------|
| 平成19年9月25日 19高都計第327号 | 南国市大桶字中屋敷 甲912ほか | 南国市大桶乙1039-4 有限会社四方 代表取締役 松木 剛毅 |

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号 | 開発区域に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|--------------------------|-------------------------|------------------------|
| 平成19年9月26日 19高都計第330号 | 香美市土佐山田町宝 町二丁目86番2及び | 大阪府枚方市北中 振一丁目12番22号 |

87番2

山本 友江

港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の4第2項の規定に基づき、所有者不明の工作物、船舶その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

平成19年12月14日

高知港港湾管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

高知市仁井田船倉地先

F R P船1隻(船名不明、K O 3-10104)

F R P船1隻(船名不明、280-17623)

高知市横浜地先

F R P船1隻(船名不明、282-12797)

F R P船1隻(船名不明、282-7278)

F R P船2隻(船名不明及び船舶番号不明)

高知市藻州潟地先

F R P船2隻(船名不明及び船舶番号不明)

高知市浦戸地先

F R P船1隻(船名不明、282-17245)

F R P船6隻(船名不明及び船舶番号不明)

- 2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して21日以内に高知港港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなければならない。

- 3 港湾管理者の措置

高知港港湾管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

収用委員会公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているもので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成19年12月21日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成19年12月14日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 書面の種類

平成19年10月19日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書

- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名

土佐市新居字北ノ丸5313番、5316番及び5321番の土地の所有者のうち次の者

居所不明。ただし、住民票住所

大分県玖珠郡九重町湯坪506番地の1 田尾 凌一

入 札 公 告

高知県が所有する自動車の任意保険加入契約について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 件名

高知県が所有する自動車の任意保険加入契約

(2) 任意保険加入台数

825台

(3) 入札案件の仕様等

別に作成する仕様書による。

(4) 履行期間

平成20年2月1日から1年間

2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加資格を有する者であること。

(3) 経営状態が不健全でない者であること。

(4) 高知県内に営業所(支店、支社、営業所等名称を問わない。)を有し、任意保険加入契約の締結後、当該任意保険加入自動車の事故発生時に迅速に対応することができる体制を備えている者であること。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2-20

高知県会計管理局総務事務センター

電話番号088-823-9788

(2) 入札説明書の交付方法

平成19年12月14日(金)から同月28日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間(午後零時から午後1時までの間を除く。)に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成20年1月18日(金)午前10時

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2-20

高知県庁本庁舎2階会計管理局作業室

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第39条及び第40条の規定による。

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 資格審査申請

2の(2)に掲げる一般競争入札又は指名競争入札の参加資格を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、3の(1)の場所へ提出すること。ただし、平成19年12月28日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、入札参加資格が与えられない場合がある。

なお、申請書を提出するときには、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を必ず申し出ること。